

改正

平成20年9月26日条例第22号

平成22年6月29日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第5条第1項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) 指定管理者に指定しようとする期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 指定施設の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (2) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (3) 指定施設の管理に係る収支予算書
- (4) その他市長等が必要と認める書類

(議員、市長及び副市長等の兼業禁止)

第4条 指定管理者の指定を請負とみなし、法第92条の2、第142条（法第166条第2項において、準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定を準用する。

(指定候補者の選定)

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2 市長等は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体（以下「非選定者」という。）を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。

3 市長等は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による議会

の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。

4 前項の場合において、市長等は、同項の規定による選定前に、指定候補者に選定しようとする非選定者に対する第2項の処分を取り消すものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が議会において議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長等は、前項の議案が議会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分を行わなければならない。

3 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定の条件)

第7条 指定管理者の指定には、指定施設の管理上必要な条件を付することができる。

(協定の締結)

第8条 指定管理者は、第2条第8号に規定する期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 第3条第2項第2号に規定する事業計画書に記載された事項

(2) 指定施設の管理に要する費用に関する事項

(3) 指定施設の利用者等に係る個人情報(袖ヶ浦市個人情報保護条例(平成8年条例第15号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項

(4) 指定施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(5) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項

(6) その他市長等が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第9条 法第244条の2第7項の規定による同項に規定する事業報告書の提出は、毎年度終了後30日以内(同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して30日以内)にしなければならない。

2 前項の事業報告書には、指定施設の管理に係る収支決算書を添付しなければならない。

(事業等報告の聴取等)

第10条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況について必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じるときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかにその管理をしなくなった指定施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により当該指定管理者が管理業務を行う公の施設の施設又は設備を損傷し又は滅失したときは、遅滞なくこれを原状に回復し又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別な事情があると認めるときは、市長

等の認める範囲内において当該原状回復又は損害賠償を要しないものとする。

(市長等による管理)

第14条 市長等は、第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 指定管理者は、指定施設の利用者等に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第17条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(袖ヶ浦市個人情報保護条例の一部改正)

2 袖ヶ浦市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成20年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。